

体育奨励事業補助金申請書(個人用)

カフェテリアプランを導入している事業所(会社)の方は、本書式での申請は出来ませんのでご注意ください。

被保険者の記号-番号	被保険者氏名(自署の場合は⑨省略可)	事業所名(会社名)
XXXX-XXXX	OO OO ⑨	OOO株式会社

分類 (該当するものに☑)	支払先名	スポーツ(競技)名 および 内容または用途または品名等		金額(税込)	健保記入欄	
					補助額	
<input type="checkbox"/> スポーツ施設利用料	OOカントリークラブ	スポーツ名	ゴルフ	XX,XXX 円		円
<input type="checkbox"/> 運動競技参加費		内容、用途、品名等	プレー代			
<input type="checkbox"/> スポーツ用具購入費						
<input type="checkbox"/> スポーツ施設利用料	OOスポーツ店	スポーツ名	ランニング	X,XXX 円		円
<input type="checkbox"/> 運動競技参加費		内容、用途、品名等	シューズ			
<input type="checkbox"/> スポーツ用具購入費						
『スポーツ用具購入費』に該当する場合は領収証と申請書の両方にスポーツ名、用途、品名の明記が必要です。		合計		XX,XXX 円		円

【補助対象例】

分類	○ 補助対象具体例	× 補助対象外具体例
スポーツ施設利用料 (屋内・屋外)	体育館、プール、トレーニングジム、グラウンド、コート(テニス・フットサル・バレーボール等)、ゴルフ場(練習場含)、スキー場・スケート場(用具レンタル代・リフト代含む)、ボルダリング施設	スポーツ観戦、遊戯施設(ゲームセンター)利用料、モータースポーツ関連、eスポーツ関連、スポーツクラブ等の入会金、施設や実施場所までの交通費、飲食代、
運動競技参加費 (エントリー費用)	マラソン大会、ウォーキング大会、ボウリング大会等	血圧計、体重計、サングラス、タオル類、キャンプ用品、バッグ類(リュック、ポストンバッグ、ウェストポーチ、用具ケース・カバー等)、食品類、マッサージ代(グッズ含)等
スポーツ用具購入	シューズ(ウォーキング・ランニング・ゴルフ・トレッキング・スパイク等)、ウェア類(スポーツに必要なものに限る)、バット、グローブ、ラケット、ボール、ゴルフクラブ、ダンベル、ゴーグル、スキー板、スノーボード、ヨガマット、バランスボール、活動量計、歩数計	※『体育奨励事業補助金支給規程』に基づき、ユアサ健康保険組合が適当でない判断した場合、補助金の支給対象とはなりません

領収証

貼付欄

【チェック欄☑で確認の上、申請してください】不備・不実の記載がある場合は補助できません

- 領収証の原本を貼付しました。(ホチキス使用不可。貼付欄または裏面に糊付け)
- 領収証には『発行者名』『被保険者名(フルネーム)』『領収金額』『領収日付』『但書き(具体的な品名・用途)』が記載されています。記載のない項目がある場合、『支払明細書』や『適格請求書』等を合わせて添付しています。
- 領収日(注文日、発送日)は3月16日~翌年3月15日です。
- 申請内容は、「被保険者本人」がスポーツ(運動)そのものに使用するモノ(コト)です。上記の【補助対象例】も確認しました。
- 申請は年度内1回のみ、補助額は3,000円が上限であることを理解のうえ申請します。

【体育奨励事業補助制度の目的】

被保険者の体力・健康づくりのため、スポーツ施設の利用や運動競技への参加ならびにそれに必要な用具の購入費用などを補助することによって、被保険者の健康増進に寄与する。

【個人情報について】

ユアサ健康保険組合はここに書かれているあなたの個人情報はこの事業のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。個人情報についての詳細はホームページ等をご覧ください。(https://www.yuasakenpo.or.jp)

体育奨励事業補助金申請についてのご案内

申請前にご一読の上、不備のないよう申請してください
申請内容に不備・不実の記載がある場合は、補助金を支給できません

申請方法 提出先 申請期限	『体育奨励事業補助金申請書(個人用)』の太枠内に漏れなく記入し、 領収証原本等を貼付の上、各事業所(会社)に提出 申請期限は事業所に確認
対象者	被保険者 ※被扶養者(家族)は対象外
対象期間	領収日が3月16日～翌年3月15日
補助金額	1人年1回3,000円を上限とする実費 領収証が複数ある場合は、合算し申請のこと
補助金 支給方法	事業所(会社)を經由して支給 被保険者への支給日は事業所に確認
補助対象例	『体育奨励事業補助金申請書(個人用)』の【補助対象例】に記載 スポーツ(運動)そのものに使用するモノ(コト)が対象です。 『体育奨励事業補助金支給規程』に基づき、ユアサ健康保険組合が適当でないと判断した場合、 補助金の支給対象とはなりません。

領収証を確認し、必要により明細書等を合わせて提出してください

Ox Sports

① 領収証

③ ○○○○様

⑥ 但し ランニングシューズ代として

伝票No. : XXXXXXXXXXXXX

⑤ 発行日: XXXX年XX月XX日

ご購入商品	
MIKE XXXXXXXX	¥11,000
×1	
1点小計	¥11,000
④ 合計	¥11,000
(含む消費税等	¥1,000)
(10%対象 ¥10,000	消費税 ¥1,000)

株式会社XXXXXXXXX
Oxスポーツ ○○店 ②
03-XXXX-XXXX

③ ○○○○ 様

① 領収証 発行日: XXXX年XX月XX日 ⑤

④ ¥11,000-

⑥ 但し ランニングシューズ代 として
上記の金額正に領収致しました

株式会社XXXXXXXXX
Oxスポーツ ○○店
03-XXXX-XXXX

伝票No. : XXXXXXXXXXXXXXX

「領収証」は以下の記載事項が確認できるものに限りです

- ① 領収証(領収書)と記載があり、原本であること
- ② 領収証発行者名が記載されていること
- ③ 宛名(被保険者名フルネーム)が記載されていること
- ④ 領収金額が記載されていること
- ⑤ 領収日が記載されていること
- ⑥ 但書き(具体的な品名・用途)が記載されていること
記載がない場合は内容がわかる明細書等を合わせて提出

注 WEB発行の領収証の場合

- ・「発行者名」が確認できない場合には、「支払明細書」や「適格請求書」を合わせて提出してください。
- ・「領収日」が確認できない場合は、「注文日」と「発送日」がわかるものを提出してください。
全ての日付が対象期間内であること!